

平成31年2月3日執行の陸前高田市市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年6月14日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

裁 決 書

岩手県陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地1

県営住宅1号棟608号室

審査申立人 泉 進

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成31年4月10日に提起された平成31年2月3日執行の陸前高田市市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岩手県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、平成31年2月18日付けで陸前高田市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同年3月12日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行い、申立人は同年3月27日に決定書の交付を受けた。申立人は、原決定を不服として、同年4月10日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求め、本件審査の申立てを行ったものである。

その理由とするところを審査申立書、市委員会の弁明書に対する反論書及び口頭意見陳述に従って要約すれば、次のとおりであると解される。

- 1 開票所である陸前高田市総合交流センターアリーナ（以下「アリーナ」という。）は、参観人が高所から開票作業を確認できない状況であり、不正行為が行われていても確認できない状況で開票作業が行われたことは、本件選挙の管理執行の手續に関する規定違反があったというべきであり、選挙の効力を無効とすべきである。
- 2 当選した戸羽太候補（以下「戸羽候補」という。）の子息が陸前高田市外に居住している事実を認識しながら投票を認めたこと、戸羽候補が公式発表前に自らの当選を知ったこと、本件選挙における投票日当日の投票には記号式投票用紙が使用されたにもかかわらず、同日投票した選挙人の中に記名式投票用紙を交付され、投票した者がいること、選挙立会人（以下「立会人」という。）に有効票、無効票の判断基準の説明がなく、無効票にした票の理由説明がなかったことは、市委員会が公平、公正ではないという事実を示している。

裁決の理由

第1 当委員会における審理経過

- 1 当委員会は、本件審査の申立てにつきその要件を審査し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。
- 2 また、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人、市委員会委員長及び市委員会事務局長等職員3名に対して質問を行い、選挙長、立会人2名、審査係2名、投票管理者4名及び本件選挙の投票用紙交付係4名に対して証言を求め、慎重に審理を行った。
- 3 一般に、選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られるとされ、同項の規定による「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）と解されており、

更には、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされていることから、当委員会としては、これらの判断を前提にして審理を進めた。

こうした観点から、当委員会が申立人の主張について審理した結果は、次のとおりである。

## 第2 当委員会の判断

### 1 申立て理由1について

(1) 市委員会から提出された弁明書及び関係書類等並びに市委員会事務局長等職員の証言等を総合すると、本件選挙における開票所については、概ね以下の事実が認められる。

ア 市委員会は、本件選挙及び同日に執行された陸前高田市議会議員補欠選挙（以下「市議補選」という。）の開票作業を行うには、アリーナで広さが十分であったこと、より広い陸前高田市総合交流センター多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を使用した場合には暖房費用が高くなることから、開票所としてアリーナを選定した。

なお、それぞれの施設の延べ床面積は、多目的ホールが4,445平方メートル、アリーナが2,792平方メートルである。

イ 本件選挙及び市議補選の選挙会を行う場所は、平成31年1月11日に開催した市委員会定例会において、異議なく決定され、同日、告示された。なお、当該定例会において、場所は陸前高田市総合交流センターと提案しているが、場所はアリーナとする旨、事務局から口頭で説明された。

ウ なお、本件選挙及び市議補選の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うこととされ、平成31年1月27日、その旨が告示された。

エ 開票作業所（開票事務を行う場所であって、選挙長、立会人、選挙管理委員等の席が配置された場所をいい、参観人及び報道機関の立入可能範囲を除く。以下同じ。）並びに参観人及び報道機関の席は、1階の同じフロアに配置され、本件選挙の開票作業所の側面には報道機関の席が、市議補選の開票作業所の側面には参観人の席が、それぞれ設けられた。

オ 市委員会は、参観人の募集に当たり、広報りくぜんたかた2019年（平成31年）1月号お知らせ版及び市長選挙選挙公報において、「本市の有権者は、この開票状況を参観することができます。」「会場の都合により、参観できる人は先着順で50人までです。」と周知した。

カ 開票所には、名簿又は受付表によれば、参観人33名と報道機関24名が同席した。

キ なお、前回の陸前高田市長選挙の開票所は陸前高田市立第一中学校体育館であり、開票作業所は1階、参観人の席は2階ギャラリー席に設けられた。

(2) 以上の事実及び当委員会の調査を前提に判断すると、次のとおりとなる。

ア 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされ（法第63条）、市町村の選挙管理委員会は、交通の便、施設の良否、各投票所からの距離等を考えて、最も適当な場所を選定すべきと解されている。また、選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができるとされているが（法第69条）、その入場については、設備の関係上やむを得ない場合は、人員の制限を行うことも差し支えないと解されている（昭和2年8月15日地発乙第197号各地方長官あて地方局長通牒）。

イ 市委員会が本件選挙及び市議補選の開票所を多目的ホールではなくアリーナとした理由は、開票作業を行うに十分な広さが確保できたことと経費節減のためであり、その理由は適正なものと認められ、その決定に当たっては、法に定められた手続を適正に行っていたことが認められる。

ウ 他方、申立人は、記号式投票用紙は不正行為を容易に行うことができるとし、票の操作等の不正行為が行われても容易に確認できないような開票所を意図的に選定し、前回の陸前高田市長選挙（以下「前回選挙」という。）の開票作業では使用されなかった箱を使用したなどと主張するが、本件選挙における当日投票の投票用紙は、陸前高田市記号式投票に関する規程（昭和38年陸前高田市選挙管理委員会告示第7号）第2条の規定により定められているものであること、また、不正行為があったことについて、申立人からそれを認めるに足る証拠が示されていないこと、投票用紙の分類に使用した当該箱は前回選挙の開票作業で使用したものと同一のものであることから、申立人の主張は推測の域を出ないものである。

エ また、開票作業は、選挙長、立会人、選挙管理委員、参観人及び報道機関に囲まれた中で行われており、不正行為が行われても容易に確認できない状況であったとはいえない。

オ 以上により、本件選挙における開票所の決定及び参観人の募集手続等は、適法かつ適正に行われたと認められることから、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたとはいえないと解するのが相当であり、申立人の選挙無効の主張には理由がない。

## 2 申立て理由2について

申立人が、市委員会が公平、公正ではない事実として挙げた点については、選挙の効力を無効とする趣旨であると判断し、市委員会から提出された弁明書及び関係書類等並びに市委員会事務局長等職員、本件選挙の選挙長、立会人（戸羽候補及び紺野候補がそれぞれ届出をした立会人）及び審査係の証言等並びに小友第1、小友第2、矢作第2及び高田第3投票区（申立人が、投票日当日において、記号式投票用紙を交付されるべきところ記名式投票用紙を交付された選挙人が存在すると主張し、又は、選挙人名簿の確認を行う前に投票が行われたと主張する投票区。以下「当該投票区」という。）の投票管理者及び投票用紙交付係の証言等を総合すると、本件選挙における当該投票区の投票事務及び開票事務等に関する事実並びに当委員会の判断は、次のとおりである。

なお、本件選挙及び市議補選における投票用紙は、本件選挙については当日投票が記号式、期日前投票及び不在者投票が記名式であり、市議補選についてはいずれも記名式であった。

### (1) 戸羽候補の子息の投票について

ア 市委員会が平成31年1月26日を基準日として調製した選挙人名簿は、市住民基本台帳担当課（以下「住基担当課」という。）が作成する住民基本台帳と整合がとれており、その後の名簿の更新は、住基担当課の情報を基に行われた。

イ 市委員会は、学生の居住地と投票との関係について、広報りくぜんたかた2019年（平成31年）1月号お知らせ版及び市長選挙選挙公報において、「学生などで、本市に住民登録をしていますが、実際には、ほかの市町村に居住している人は、住所がないと判断され、投票できない場合がありますので、注意してください。」と記載して周知した。また、本件選挙及び市議補選の入場券において、「修学のために修学地に居住する学生の方で陸前高田市に住民登録したままの方は、陸前高田市の選挙人名簿に登録されるべきでなかった者として取り扱われ、入场券が届いても投票できませんのでご注意ください。」と記載して周知した。

ウ 市委員会が学生の投票について事務局職員に周知するために作成した「期日前、不在者投票における学生による投票について」の中で、「当人から学生である旨の申告があった場合、地理的条件を確認して判断。遠方の学校であれば、判例に基づき投票できないことを説明。」、「当人から学生である旨の申告がない場合、本人からの申告がない限り、居住実態の確認は難しい。選挙人名簿の本人照合が行われれば投票を認めている。」と記載されている。

エ 戸羽候補の子息については、入场券と選挙人名簿を照合した際、選挙人名簿に投票不可等の表示がなかったほか、当該選挙人は投票事務従事者に対して自ら学生である旨の申告をせずに投票を行った。また、市委員会において、本件選挙における選挙人の居住実態については、これを疑わせるような事実は認められなかった。

オ 一般に、市町村の選挙管理委員会が法第22条第3項に基づき選挙を行う場合に選挙人名簿の登録は、当該選挙だけを目的とするものではなく、当該選挙が行われる機会に選挙人名簿を補充する趣旨でされるものであるから、その手続は、当該選挙の管理執行の手続とは別個のものに属し、当該登録手続における市町村の選挙管理委員会の行為が法に違反するとしても、直ちに法第205条第1項所定の選挙無効の原因である「選挙の規定に違反する」ものとはいえない（昭和53年7月10日最高裁判所判決）と解されている。

カ また、市町村の選挙管理委員会が選挙時登録の際に被登録資格の調査の疎漏により被登録資格の確認が得られない者を選挙人名簿に登録したとしても、当該瑕疵は結局選挙人名簿の個々の登録の誤り、すなわち選挙人名簿の脱漏、誤載に帰するものにすぎないから、法第24条及び第25条所定の手続によつてのみ争われるべきものであり、それだけでは選挙人名簿自体の無効をきたすものでもなければ、また選挙時登録全部を無効にするものでもなく、当該瑕疵があることをもって直ちに選挙無効の原因である「選挙の規定に違反する」ものとはいえない（昭和60年1月22日最高裁判所判決）と解され

ている。

キ 選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格を有する者のみを選挙人名簿に登録すべきであって（法第22条）、被登録資格を有することについて確認が得られない者を登録してはならないのであるが（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第12条）、当委員会の調査によれば、市委員会は、本件選挙の実施に当たっては、住民基本台帳を基に選挙人名簿を調製したことが認められる。また、陸前高田市に住民登録していても、他の市町村に居住する者については、市内に生活の本拠がないものとして投票できない旨をあらかじめ周知している中、選挙人から他の市町村に居住している旨の申出がなかったため、投票管理者及び投票事務従事者（以下「投票管理者等」という。）には、戸羽候補の子息である選挙人の居住実態を疑わせるような事情はなかった。

ク このことから、戸羽候補の子息が投票したことをもって、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたとはいえないと解するのが相当である。

ケ 以上により、申立人の選挙無効の主張には理由がない。

(2) 戸羽候補が公式発表前に自らの当選を知ったことについて

主張を裏付けるに足る具体的な事実や証拠が示されていないことから、申立人の主張には理由がない。

(3) 投票用紙の誤交付等について

ア 市委員会は、投票事務要領を市役所内の掲示板に掲示して投票管理者等に周知した上で、平成31年2月1日、投票管理者等に対して、当該要領の記載内容について説明した。

イ 投票用紙は、投票日前日、投票管理者又は投票事務従事者が市委員会から受け取り、自宅にて保管し、投票日当日朝に投票所に持参した。この際、投票用紙は、本件選挙及び市議補選それぞれについて、100枚ごとに紙テープで結束された上、小友第1投票区は1,600枚、小友第2投票区は100枚、矢作第2投票区は700枚がまとめて梱包されていた。

ウ 投票日当日、投票管理者等は、投票開始前、投票所内において投票用紙の梱包を解き、投票用紙の枚数が所定の枚数と一致していること及び他の投票用紙が混入していないことを確認した。

エ 投票用紙は、本件選挙は白色の用紙に黒刷で「陸前高田市長選挙投票」等と記載され、市議補選はうぐいす色（黄緑）の用紙に黒刷で「陸前高田市議会議員補欠選挙投票」等と記載されていた。

オ 投票用紙交付係は、本件選挙と市議補選それぞれ1人ずつ配置され、投票用紙は、それぞれの机の上に置かれた。

カ 当該投票区の投票所は、いずれも午前7時に開かれ、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことが示された。

なお、同日執行された市議補選の投票も、同時刻から同会場において行われた。

キ 選挙人を投票受付システム及び選挙人名簿で照合した後、まず、本件選挙の投票用紙を交付し、本件選挙の投票が終了したことを確認した後、市議補選の投票用紙を交付した。

ク 本件選挙の投票用紙を交付する際、投票用紙交付係は、1枚ずつ、所定の投票用紙であることを確認した。

ケ 投票開始後は、投票用紙交付係が、本件選挙と市議補選の投票用紙交付枚数が一致していることを適宜確認しながら交付し、投票所を閉鎖するまでの間、その数は常に整合がとれていた。

コ 投票所を閉鎖した後、投票受付システムの投票者数及び投票用紙の残枚数等を照合し、整合がとれていることを確認した。両選挙ともに、小友第1投票区の投票所における投票者数は1,031名、投票用紙の使用枚数は1,031枚、残枚数は569枚であり、小友第2投票区の投票所における投票者数は93名、投票用紙の使用枚数は93枚、残枚数は7枚、矢作第2投票区の投票所における投票者数は413名、投票用紙の使用枚数は413枚、残枚数は287枚であった。

サ 投票管理者が投票録を作成し、記載が真正であることを投票立会人が確認し、投票管理者及び投票立会人が署名した。

シ 未使用の投票用紙は、投票所閉鎖後、投票事務従事者が陸前高田市総合交流センターに持参して市委員会（報告係）に提出し、その場において計数機で計数を行い、投票受付システム及び投票録の投票者数並びに受払書の使用数及び残枚数と整合がとれていることが確認された後、同センター内の開票所から離れた交流室1に保管された。

ス 投票箱は、投票管理者等が施錠した上で、投票管理者及び投票立会人が同センターまで持参し、市委員会に提出した。

セ 本件選挙の期日前投票において準備した投票用紙枚数は2,900枚、投票者数は2,835名、残枚数は65枚であり、投票終了後、投票受付システムの投票者数、宣誓書、選挙人名簿及び投票用紙の残枚数と照合し、整合がとれていた。また、残った投票用紙は、開票終了までの間、市役所内の耐火金庫に保管された。

ソ 本件選挙の不在者投票において準備した投票用紙枚数は180枚、交付枚数は136枚、残枚数は44枚、投票者数は117名である。交付された投票用紙のうち、返付されたもの14枚、投票されなかったものが5枚であり、投票用紙交付調書、投票調書及び各投票区の投票録における投票者数の合計は整合がとれていた。また、残った投票用紙は、開票終了までの間、市役所内の耐火金庫に保管された。

タ 期日前投票及び不在者投票を含めた全ての投票用紙について、印刷枚数、投票者数及び投票用紙の残枚数は整合がとれていた。

チ 以上の事実及び当委員会の調査によれば、当該投票区の投票の事務は、投票管理者によって適法かつ適正に執行されたものと認められる。

他方、申立人は、本来は記号式投票用紙が交付されるべきであったところ、記名式投票用紙を交付され、投票した者がいると主張しており、当委員会がそのうち1名に口頭意見陳述を行ったところ、本件選挙の投票において交付された投票用紙の色は白色であり、市議補選の投票で交付された投票用紙は黄緑であったと陳述している。

本件選挙の投票用紙は白色、市議補選の投票用紙はうぐいす色（黄緑）であること、投票管理者等が他の投票用紙が混入していないことを確認していること、投票開始から投票所を閉鎖するまでの間、投票者数及び投票用紙の残枚数の整合がとれていたことから、投票用紙の誤交付があったとは認められず、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたとはいえないと解するのが相当である。

また、申立人は、選挙人名簿の確認を行う前に投票が行われた事実が報告されていると主張するが、申立人からその事実を裏付ける具体的な証拠は示されておらず、前記のとおり、選挙人を投票受付システム及び選挙人名簿で照合してからでなければ投票用紙は交付していないことから、そのような事実は認められず、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたとはいえないと解するのが相当である。

以上により、申立人の選挙無効の主張には理由がない。

#### (4) 立会人への有効票及び無効票の判断基準等の説明について

ア 本件選挙における立会人は3人であり、内訳は、戸羽候補及び紺野候補がそれぞれ届出をした者並びに選挙長の選任した者であった。

イ 立会人は、1名ずつ、自席において全ての票を点検後、各票束に付された決定箋の所定の欄に押印を行い、次の立会人に回付した。

ウ 立会人には投票の効力判定の基準等を記した審査要領は配付していないが、票の点検に当たり、無効票については、立会人から審査係に対し、投票の効力判定の基準の確認がなされ、審査係は無効事由が明記された決定箋等によりその理由等を説明している。

以上により、申立人の主張は、選挙無効の主張とまでは認められない。

#### (5) その他の主張について

「投票用紙を印刷した会社の名称、代金、印刷枚数、投票に使用した枚数、使用されなかった枚数等の照合を県選管に委ね、公表すべき。」及び「市委員会が保管・管理する保管庫等の開錠及び開封等は、県選管が封印状況等を慎重に確認して開封、開錠するよう求める。」との主張については、以上の事実及び当委員会の調査によれば、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたとはいえないと解するのが相当であることから、改めてそれらを行う必要性は認められない。

以上によれば、申立人の選挙無効の異議申出を理由がないとした市委員会の判断は相当であり、これに対する申立人の選挙無効を求める審査申立ては理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年6月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之